

津波災害警戒区域の指定(案)について

平成25年11月25日、徳島県では「津波防災地域づくりに関する法律」第53条及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」(いわゆるイエローゾーン)の指定に向け、その指定(案)を公表いたしました。

今後、3ヶ月程度の周知期間を設けた後、県報公示により正式に指定する予定です。

津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは

- ◆ 津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆ 指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討
- ◆ 指定に当たっては、「基準水位」(*)も併せて公示

※基準水位：浸水深の水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇(せき上げ)を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位

公表 内容	「津波災害警戒区域図(案)」
	<区域> 現行の津波浸水区域(浸水深1cm以上)を基本 <表示> 10mメッシュごとに基準水位(10cm単位)を記載

津波災害警戒区域(イエローゾーン)指定のねらい

「津波浸水想定」(H24.10.31)を広く県民の皆様に公表し、各分野で対策に着手



☆ 改めて「区域指定」することで、市町・避難促進施設における避難対策を、より確実なものに!

◆ イエローゾーンにおける対策

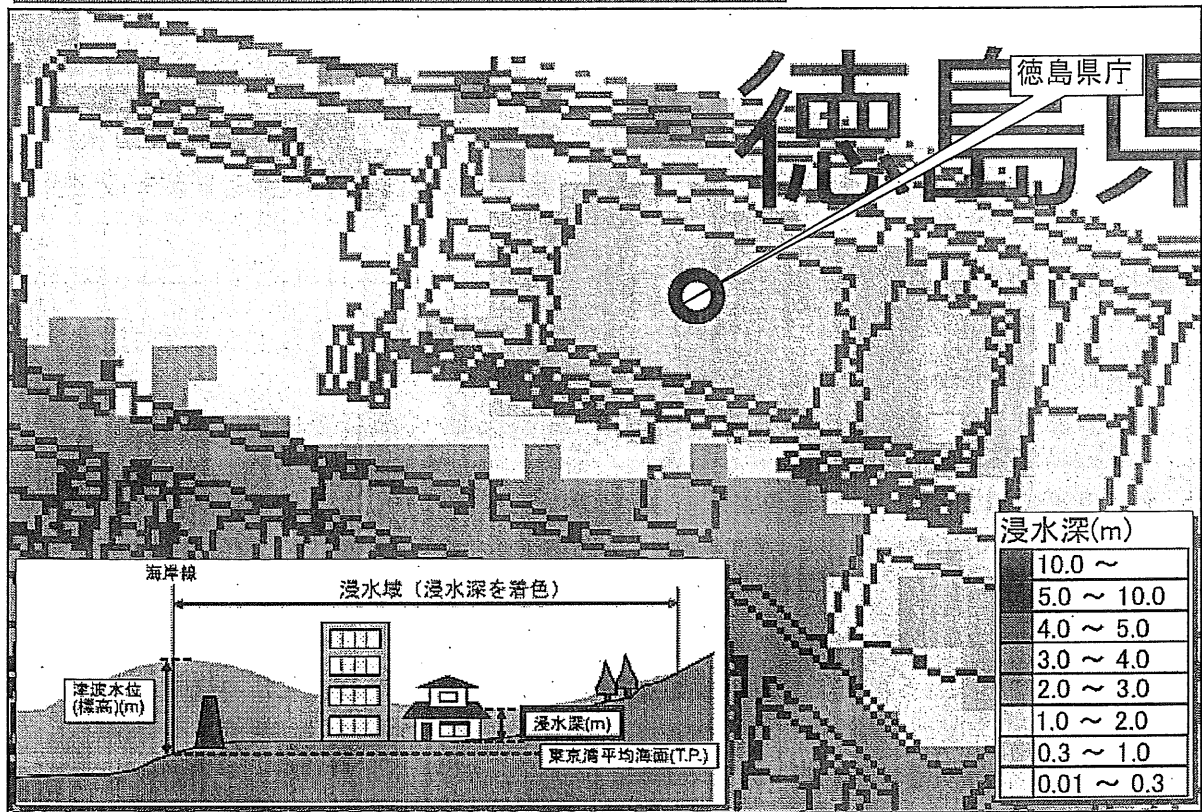
- ① 市町村地域防災計画への津波警戒避難体制(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)に関する事項の記載
- ② 市町村による津波ハザードマップの作成
- ③ 市町村による避難施設の指定・管理協定の締結
- ④ 避難促進施設(福祉施設、学校、病院等)における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

☆ 「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- ◆ 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- ◆ 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

<例>	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
	基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
	基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上

津波浸水想定図(H24.10.31公表)



津波災害警戒区域図(案)

